

佐賀県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月八日から平成二十二年一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名		道の区		域	
区	間	変更前の別	幅員メートル	延長メートル	
一般国道 三八五号	神埼市千代田町下坂字東五の坪八九五番八地先から	後	三四・二	二二六・八	—
		前	二一・七		
	神埼市千代田町下坂字東二の坪八二番五地先まで	後	二一・〇	二二一・六	—
		前	二一・〇		
神埼市千代田町下坂字東二の坪八二番一地先から	神埼郡吉野ヶ里町田手字二の角三七七番地先まで	後	二六・二	二、五三四・〇	—
		前	一五・〇		

市武神埼線 県道	神埼郡吉野ヶ里町田手字杉 三の角五―一―番―地先から 神埼郡吉野ヶ里町田手字一 の角八七番地先まで	神埼郡吉野ヶ里町田手字二 の角三七七番地内	神埼郡吉野ヶ里町田手字二 の角三七七番地内	
			神埼郡吉野ヶ里町田手字二 の角三七七番地内	
	前	後	前	後
	五・一 } 五三・二	一六・二 } 五三・一	二二・〇 } 三七・三	二二・〇 } 二二・三
四六三・三	四六〇・七	七九・四	七九・四	